

国際・経済・港湾委員会 配付資料 令和3年12月15日 経済局
--

市第 83 号議案 横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターは、令和4年3月31日をもって、現在の指定期間が満了します。そのため、指定管理者選定評価委員会による審査を経て選定された指定候補者を、次期指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議案を提出します。

2 横浜市消費生活総合センターの施設概要

(1) 所在地

港南区上大岡西一丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー4階・5階

(2) 設置目的

消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与すること

(3) 主な施設

相談室、展示・情報資料室、商品テスト・実習室、会議室（3室）等

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定方法

非公募

選定方法は、本年5月31日開催の常任委員会において、御報告を行っております。

5 指定候補者

(1) 団体名

公益財団法人横浜市消費者協会【現指定管理者】（港南区上大岡西一丁目6番1号）

(2) 代表者

理事長 阿南 久

(3) 設立年月

昭和54年3月

(4) 事業内容

消費生活に関する相談及び苦情対応
消費者教育及び啓発資料の発行 等

6 選定の経過

6月28日 第1回選定評価委員会(委員長の選任、応募要項の審議・決定等)

7月9日 応募要項等の公表及び送付

9月13日 第2回選定評価委員会(面接審査、指定候補者の選定等)

9月16日 選定結果の通知